

大崎地方合併協議会

第2回農業委員会委員の定数及び任期等検討小委員会

日時：平成15年9月13日（土）
午前9時30分～
場所：岩出山町
スコレハウス「研修室」

次 第

- 1．開 会
- 2．開会あいさつ
- 3．協議事項
 - （1）新市農業委員会の組織等について
 - （2）次回会議の開催について
- 4．その他
- 5．閉会あいさつ
- 6．閉 会

新市農業委員会の組織等について

市町村の新設合併の場合、原則として、合併関係市町村の農業委員会は、全て廃止されるため、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失うこととなり、選挙委員については、合併の日から50日以内に設置による一般選挙を行い、また、選任委員については、合併の日を選任することになります。

これに対しては、合併特例法等で特例措置が設けられていますが、協議・検討の手順として、まず合併特例法の特例適用期間終了後又は特例を適用しない場合の新市の農業委員会の組織等について協議・検討するものとします。

1 新市農業委員会の区域について

農業委員会は、市町村に1つ置かれるのが原則ですが、市町村の面積が24,000haを超える市町村又は市町村の農地面積が7,000haを超える市町村については、市町村の区域を2つ以上に分けて、その各区域ごとに農業委員会を置くことができます。

〔農業委員会法第3条第1項、第2項〕

〔農業委員会法施行令第1条の3〕

a.

新市に1つの農業委員会を置く

b.

新市の区域を分けて、2つ以上の農業委員会を置く



新市の区域の分割方法の検討

*この場合、合併前の1市6町のそれぞれの区域を農業委員会の区域として、7つの農業委員会を置くときは、農委法第34条の特例が適用される。

2 新市農業委員会の定数について

選挙委員の定数は、農地面積と基準農家数の区分により、10人から40人、

30人又は20人までの間で、定めることとされています。

〔農業委員会法第7条第1項〕

〔農業委員会法施行令第2条の2〕

a.

農業委員会を1つとした場合



10人から40人までの間で
定数を定める

b.

農業委員会を2つ以上とした場合



分割した区域ごとに、政令で定め
る基準に従い定数を定める

3 新市農業委員会の選挙区について

農業委員会委員の選挙区は、その区域を選挙区とするのが原則ですが、すべての選挙区において区域内の農地面積が500ha以上となるか、又は農家世帯数が600以上となる場合は、区域を2つ以上に分けて選挙区を設置することができます。

〔農業委員会法第10条の2第1項、第2項〕

〔農業委員会法施行令第5条〕

a.

農業委員会の区域を1
つの選挙区とする

b.

農業委員会の区域を2つ以上
の選挙区に分ける



選挙区分割の検討
要件（農地面積500ha以上、
又は農家世帯600以上）
〔農委法施行令第5条〕



選挙区ごとの定数の検討
要件（おおむね選挙人の数に
比例のこと）
〔農委法第10条の2第3項〕

4 新市農業委員会の部会について

選挙委員の定数が21人以上の農業委員会には、農地部会が必置とされ、その他の部会が任意設置とされています。また、選挙委員の定数が20人以下の農業委員会には、部会を置くことができません。

〔農業委員会法第19条〕

a.

選挙委員の定数が21人以上
の農業委員会



農地部会 必置
定数の検討
他の部会 任意設置
設置について検討
定数の検討
所掌事項の検討



部会の所掌事項については、
部会が最終的意思決定機関と
なる

b.

選挙委員の定数が20人以下
の農業委員会



すべての事項について、総会が
最終的意思決定機関となる

1. 農業委員会を1つとした場合

各市町基礎数値

区分	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	計
区域面積 (ha)	13,414	3,010	4,463	5,405	14,070	32,610	6,558	79,530
農地面積 (ha)	6,156	1,071	1,418	1,772	2,541	1,054	3,263	17,275
農家個数 (戸)	3,758	586	732	1,052	1,406	672	1,655	9,861
選挙人名簿登録者(人)	8,553	1,582	1,797	3,352	3,267	2,285	6,373	27,209
選挙委員定数 (人)	23	12	12	16	12	10	16	101
選任委員数 (人)	5	3	4	4	5	3	4	28

合併後の委員数

合併後の 選挙委員定数	農地面積が ,17,275 ha ,農家個数が ,9,861戸となり ,定数は ,10人以上 40人以下となる。
合併後の 選任委員数	農業協同組合 (古川 ,みどりの ,岩出山 ,鳴子) ,農業共済組合 (大崎 ,六の国) の理事各 1人及び議会推薦 5人以内で ,最大 11人となる。

< 参考 1 > 選挙委員定数を選挙人名簿登録者数で比例配分した数 (単位 :人)

定数	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	計
40人	13	2	3	5	5	3	9	40
35人	11	2	2	5	4	3	8	35
30人	9	2	2	4	4	2	7	30
25人	8	1	2	3	3	2	6	25
20人	6	1	1	3	2	2	5	20
15人	5	1	1	2	2	1	3	15
10人	3	1	1	1	1	1	2	10

< 参考 2 > 委員数ごとの委員報酬総額 (単位 :千円)

委員数	年間報酬額
40+ 11人	28,860
35+ 11人	26,130
30+ 11人	23,400
25+ 11人	20,670
20+ 11人	17,760
15+ 11人	15,030
10+ 11人	12,300

* 古川市の農業委員報酬額により積算している。

* 選挙委員の定数が 20人を超えるときは ,部会を2つ設置するものと仮定している。

2. 農業委員会を2つとした場合(例)

区分ごとの各市町基礎数値

区分	古川市	岩出山町	鳴子町	田尻町	計	松山町	三本木町	鹿島台町	計
区域面積 (ha)	13,414	14,070	32,610	6,558	66,652	3,010	4,463	5,405	12,878
農地面積 (ha)	6,156	2,541	1,054	3,263	13,014	1,071	1,418	1,772	4,261
農家個数 (戸)	3,758	1,406	672	1,655	7,491	586	732	1,052	2,370
選挙人名簿登録者(人)	8,553	3,267	2,285	6,373	20,478	1,582	1,797	3,352	6,731
選挙委員定数 (人)	23	12	10	16	61	12	12	16	40
選任委員数 (人)	5	5	3	4	17	3	4	4	11

合併後の委員数

合併後の 選挙委員定数	農地面積が ,13,014 ha ,農家個数が ,7,491戸となり,定数は ,10人以上 40人以下となる。	農地面積が ,4,261 ha ,農家個数が ,2,370戸となり,定数は ,10人以上 30人以下となる。
合併後の 選任委員数	農業協同組合 (古川 ,みどりの ,岩出山 ,鳴子) ,農業共済組合 (大崎 ,六の国)の理事各 1人及び議会推薦 5人以内で ,最大 11人となる。	農業協同組合 (古川 ,みどりの) ,農業共済組合 (大崎)の理事各 1人及び議会推薦 5人以内で ,最大 8人となる。

<参考1> 選挙委員定数を選挙人名簿登録者数で比例配分した数 (単位 :人)

定数	古川市	岩出山町	鳴子町	田尻町	計	松山町	三本木町	鹿島台町	計
40人	17	6	5	12	40				
35人	15	5	4	11	35				
30人	13	5	3	9	30	7	8	15	30
25人	10	4	3	8	25	6	7	12	25
20人	9	3	2	6	20	5	5	10	20
15人	6	2	2	5	15	4	4	7	15
10人	4	2	1	3	10	2	3	5	10

<参考2> 委員数ごとの委員報酬総額 (単位 :千円)

委員数	年間報酬額	委員数	年間報酬額
40+ 11人	28,860		
35+ 11人	26,130		
30+ 11人	23,400	30+ 8人	21,762
25+ 11人	20,670	25+ 8人	19,032
20+ 11人	17,760	20+ 8人	16,122
15+ 11人	15,030	15+ 8人	13,392
10+ 11人	12,300	10+ 8人	10,662

* 古川市の農業委員報酬額により積算している。

* 選挙委員の定数が 20人を超えるときは ,部会を2つ設置するものと仮定している。

3. 農業委員会を3つとした場合(例)

区域ごとの各市町基礎数値

区分	岩出山町	鳴子町	計	古川市	田尻町	計	松山町	三本木町	鹿島台町	計
区域面積 (ha)	14,070	32,610	46,680	13,414	6,558	19,972	3,010	4,463	5,405	12,878
農地面積 (ha)	2,541	1,054	3,595	6,156	3,263	9,419	1,071	1,418	1,772	4,261
農家個数 (戸)	1,406	672	2,078	3,758	1,655	5,413	586	732	1,052	2,370
選挙人名簿登録者(人)	3,267	2,285	5,552	8,553	6,373	14,926	1,582	1,797	3,352	6,731
選挙委員定数 (人)	12	10	22	23	16	39	12	12	16	40
選任委員数 (人)	5	3	8	5	4	9	3	4	4	11

合併後の委員数

合併後の 選挙委員定数	農地面積が ,3,595 ha ,農家個数が ,2,078戸となり,定数は ,10人以上 30人以下となる。	農地面積が ,9,419 ha ,農家個数が ,5,413戸となり,定数は ,10人以上 30人以下となる。	農地面積が ,4,261 ha ,農家個数が ,2,370戸となり,定数は ,10人以上 30人以下となる。
合併後の 選任委員数	農業協同組合(岩出山,鳴子),農業共済組合(六の国)の理事各1人及び議会推薦5人以内で,最大8人となる。	農業協同組合(古川,みどりの),農業共済組合(大崎)の理事各1人及び議会推薦5人以内で,最大8人となる。	農業協同組合(古川,みどりの),農業共済組合(大崎)の理事各1人及び議会推薦5人以内で,最大8人となる。

<参考1> 選挙委員定数を選挙人名簿登録者数で比例配分した数(単位:人)

定数	岩出山町	鳴子町	計	古川市	田尻町	計	松山町	三本木町	鹿島台町	計
40人										
35人										
30人	18	12	30	17	13	30	7	8	15	30
25人	15	10	25	14	11	25	6	7	12	25
20人	12	8	20	11	9	20	5	5	10	20
15人	9	6	15	9	6	15	4	4	7	15
10人	6	4	10	6	4	10	2	3	5	10

<参考2> 委員数ごとの委員報酬総額(単位:千円)

委員数	年間報酬額	委員数	年間報酬額	委員数	年間報酬額
30+ 8人	21,762	30+ 8人	21,762	30+ 8人	21,762
25+ 8人	19,032	25+ 8人	19,032	25+ 8人	19,032
20+ 8人	16,122	20+ 8人	16,122	20+ 8人	16,122
15+ 8人	13,392	15+ 8人	13,392	15+ 8人	13,392
10+ 8人	10,662	10+ 8人	10,662	10+ 8人	10,662

* 古川市の農業委員報酬額により積算している。

* 選挙委員の定数が20人を超えるときは,部会を2つ設置するものと仮定している。

協議事項(1) 資料2

平成15年度農業委員会費予算額

区 分	古川市	松山町	三本木町	鹿島台町	岩出山町	鳴子町	田尻町	計
報酬	15,365	6,182	8,624	11,904	6,403	5,599	10,442	64,519
給料	35,253				12,450			47,703
職員手当等	17,632				7,914			25,546
共済費	8,498		24		3,030			11,552
職員人件費計	61,383	0	24	0	23,394	0	0	84,801
賃金	829				384			1,213
報償費	20		152	522	387	236	60	1,377
旅費	2,418	194	661	1,018	1,107	645	1,096	7,139
交際費	170	30	80	36	50	30	100	496
需用費	1,289	15	370	202	303	109	215	2,503
役務費	149		80	35	165	66	186	681
委託料	908	108		111				1,127
使用料	2,181	585	42	432	2,177	32	706	6,155
負担金,補助金	1,057	201	315	414	505	234	490	3,216
その他の支出計	9,021	1,133	1,700	2,770	5,078	1,352	2,853	23,907
歳出合計	85,769	7,315	10,348	14,674	34,875	6,951	13,295	173,227
職員人件費を除く計	24,386	7,315	10,324	14,674	11,481	6,951	13,295	88,426
農業委員会費交付金(農業委員会費充当分)	11,605	650	3,558	3,710	4,900	2,818	652	27,893
農用地利用調整特別事業費補助金	124					17		141
権限移譲事務交付金	72							72
農地関係証明手数料	93		30		10		62	195
農業者年金業務委託金	1,373		623	958	654	321	1,088	5,017
農地保有合理化促進業務委託金	429				50	23	63	565
特定財源計	13,696	650	4,211	4,668	5,614	3,179	1,865	33,883
一般財源	72,073	6,665	6,137	10,006	29,261	3,772	11,430	139,344
農業委員会費交付金	11,605	3,110	3,558	3,710	4,900	2,818	6,150	35,851

協議事項(1) 資料3

新設合併の場合の農業委員会の組織に対する一般的な意見等

1. 農業委員会の区域について

農業委員会の数を1とする意見	農業委員会の数を2以上とする意見
<p>委員会は、全体で1とするのが基本であり、理想である。1とすることが、新市の一体性を考慮しても自然である。</p> <p>住民感情や行政の効率化を考えると、全体の委員数を抑える努力が必要である。</p> <p>2以上の委員会とした場合、新市の農政に対する意見の違いなども生まれ、新市の農業政策の統括に問題が生じ、非効率である。</p> <p>農業委員の業務遂行や、すみやかな決定行為などの面でも、1の委員会とすべきである。</p> <p>農業者の代表の農業委員であるから、農業委員会を1とし、大選挙区とするのが、最も公平な手法である。</p> <p>合併の大原則である「一体性の確保」や「行財政改革の推進」から、農業委員会の区域だけを特例的に扱うわけにはいかないのではないかと。</p> <p>地域の実情を考慮するならば、1農業委員会でも選挙区を設けることで解決できるのではないかと。</p>	<p>合併当初の1期だけでも、地域の委員を確保するため、2以上の委員会を置くべきである。</p> <p>現在の農業委員は、旧市町内の地域バランスがとれた形で構成されているおり、いきなり1つにしたとき、委員会の役割・任務を果たせるか疑問である。</p> <p>地域のこと詳しい、地域に根付いた委員会とするためには、あまり区域の広い委員会にすべきではない。</p> <p>同じ市民としてなじむまでは、複数の委員会とすべきである。</p> <p>後継者問題、農地の有効利用の問題、都市化の進む地域での違法転用や遊休地の問題など、地域によって主題は違ってくるので、重点施策の異なる複数の農業委員会があってもよいのではないかと。</p> <p>選挙区を設けても、委員数がかなり減少する地域があり、農地の管理が十分に行えなくなることから、複数の委員会とすべきである。</p>

2. 農業委員の定数について

合併メリットを考慮した場合，できるだけ少人数とすべきである。

実際に農地の管理ができるくらいの人数は必要である。

農業委員の役割の重要性を考えたとき，法定内でできるだけ多くの委員を置くべきである。

3. 選挙区の設置について

1 選挙区とする意見	複数選挙区とする意見
<p>合併すれば1つの市になるのだから，選挙区設定は必要ない。</p> <p>新市の区域に1つの農業委員会を置くとするならば，1選挙区とすべきである。（選挙区を分けるのならば，委員会を分けるべきである。）</p> <p>農業者の代表の農業委員であるから，農業委員会を1とし，1選挙区とするのが，最も公平な手法である。</p>	<p>1選挙区であれば，農業委員不在の地域が生じる可能性もある。</p> <p>地域の実情を把握した農業委員がバランスよく選出されるためには，選挙区が必要である。</p>

複数選挙区とするならば，定数の配分の基礎となる合併前の市町村の選挙人名簿の登載に漏れがないよう，より一層慎重に事務を行う必要がある。

協議事項（２）

次回会議の開催について

次回会議の開催については、下記のとおり提案する。

記

1 開催日時

平成15年10月9日（木）
午前9時30分から

2 場所

田尻町 スキップセンター「研修室」